

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伯耆町は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

鳥取県伯耆町長

公表日

令和3年8月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳事務
②事務の概要	住民基本台帳法等の規定に則り、住民の転入・転出・転居・出生・死亡等の異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①住民の照会 ②転入等の異動届の入力 ③住民票などの証明書発行
③システムの名称	住基システム、中間サーバー・ソフトウェア、住基ネットCS
2. 特定個人情報ファイル名	
住民基本台帳ファイル、住基ネット本人確認情報ファイル、住基ネット転出証明情報ファイル、住基ネット広域住民票ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第7条、第16条、第17条 並びに住民基本台帳法第5条、第6条、第7条、第8条、第12条、第12条の4、第14条、第24条の2、第30条の6、第30条の10、第30条の12
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120項 並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課、分庁総合窓口課
②所属長の役職名	住民課長、分庁総合窓口課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3 電話番号 0859-68-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住民課 〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3 電話番号 0859-68-3115

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 5-②	住民課長 田村茂樹 分庁総合窓口課長 森安幸二	住民課長 田村茂樹 分庁総合窓口課長 景山祐子	事後	人事異動による
令和1年6月28日	I 4-②	(別表第二における情報照会の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報照会 は行わない (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、 4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、 30、31、34、35、37、38、39、40、42、4 8、53、54、57、58、59、61、62、66、67、 70、77、80、84、89、91、92、94、96、10 1、102、103、105、106、108、111、11 2、113、114、116、117、120項 並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3 条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、 第12条、第13条、第14条、第15条、第16 条、第20条、第22条、第23条、第24条、第2 5条、第27条、第28条、第31条、第32条、第 33条、第37条、第38条、第39条、第41条、 第43条、第45条、第45条、第48条、第50 条、第51条、第53条、第55条、第56条、第5 7条、第58条、第59条 ※別表第二の第30、34、35、39、40、48、5 8、59、84、89、91、101、105、116項に係 る主務省令は未公布	(別表第二における情報照会の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報照 会 は行わない (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、 4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、 30、31、34、35、37、38、39、40、42、4 8、53、54、57、58、59、61、62、66、67、 70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、 94、96、97、101、102、103、105、106、 108、111、112、113、114、116、117、1 20項 並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3 条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、 第12条、第13条、第14条、第16条、第20 条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23 条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25 条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、 第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、 第37条、第38条、第39条、第40条、第41 条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44 条の2、第45条、第47条、第48条、第49条、 第49条の2、第50条、第51条、第53条、第5 5条、第56条、第57条、第58条、第59条、第 59条の2、第59条の2の2、第59条の3	事後	規則改正による
令和1年6月28日	I 5-②	住民課長 田村茂樹 分庁総合窓口課長 景山祐子	住民課長 分庁総合窓口課長	事後	規則改正による
令和1年6月28日	IV	—	記載のとおり	事後	規則改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月18日	I 4-②	<p>(別表第二における情報照会の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報照会 は行わない (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、 4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、 30、31、 34、35、37、39、40、42、48、53、54、5 7、58、59、61、62、66、67、70、74、77、 80、 84、85の2、89、91、92、94、96、101、10 2、103、105、106、108、111、112、11 3、114、 116、119項並びに内閣府・総務省令第1条、 第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8 条、第10 条、第12条、第13条、第14条、第16条、第2 0条、第22条、第22条の3、第22条の4、第2 3条、第 24条の2、第24条の3、第25条、第26条の 3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、 第31条の 3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39 条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、 第43条 の4、第44条の2、第45条、第47条、第48 条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、 第55条、 第56条、第57条、第58条、第59条、第59条 の2、第59条の3</p>	<p>(別表第二における情報照会の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報照 会 は行わない (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、 4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、 30、31、 34、35、37、38、39、40、42、48、53、5 4、57、58、59、61、62、66、67、70、74、 77、80、 84、85の2、89、91、92、94、96、101、10 2、103、105、106、108、111、112、11 3、114、 116、119項並びに内閣府・総務省令第1条、 第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8 条、第10 条、第12条、第13条、第14条、第16条、第2 0条、第22条、第22条の3、第22条の4、第2 3条、第 24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第 26条の3、第27条、第28条、第31条、第31 条の2、 第31条の3、第32条、第33条、第37条、第3 8条、第39条、第40条、第41条、第43条、第 43条の 3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47 条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、 第53条、 第55条、第56条、第57条、第58条、第59 条、第59条の2、第59条の3</p>	事後	評価書見直し実施
令和2年7月13日	I 3	<p>番号法第7条、第16条、第17条 並びに住民基本台帳法第5条、第6条、第7条、 第8条、第12条の1、第14条、第24条の2、第 30条の 6、第30条の10、第30条の12</p>	<p>番号法第7条、第16条、第17条 並びに住民基本台帳法第5条、第6条、第7条、 第8条、第12条、第12条の4、第14条、第24 条の2、第30条の6、第30条の10、第30条の 12</p>		評価書見直し実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月13日	I 4-②	(別表第二における情報照会の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報照会 は行わない (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、 4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、 30、31、34、35、37、38、39、40、42、4 8、53、54、57、58、59、61、62、66、67、 70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、 94、96、101、102、103、105、106、10 8、111、112、113、114、116、119項並び に内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第 4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12 条、第13条、第14条、第16条、第20条、第2 2条、第22条の3、第22条の4、第23条、第2 4条、第24条の2、第24条の3、第25条、第2 6条の3、第27条、第28条、第31条、第31条 の2、第31条の3、第32条、第33条、第37 条、第38条、第39条、第40条、第41条、第4 3条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、 第45条、第47条、第48条、第49条の2、第5 0条、第51条、第53条、第55条、第56条、第 57条、第58条、第59条、第59条の2、第59 条の3※別表第二の第21、30、89、105項に 係る主務省令は未公布	(別表第二における情報照会の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報照 会 は行わない (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第1、2、4、 6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、3 0、31、34、35、37、38、39、40、42、48、 53、54、57、58、59、61、62、66、67、7 0、74、77、80、84、85の2、89、91、92、9 4、96、97、101、102、103、105、106、1 08、111、112、113、114、116、117、12 0項並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第 3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、 第12条、第13条、第14条、第16条、第20 条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23 条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25 条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、 第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、 第37条、第38条、第39条、第40条、第41 条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44 条の2、第45条、第47条、第48条、第49条、 第49条の2、第50条、第51条、第53条、第5 5条、第56条、第57条、第58条、第59条、第 59条の2、第59条の2の2、第59条の3	事後	評価書見直し実施
令和2年7月13日	II 1,2	平成31年1月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書見直し実施

